

長浜南部土地改良区定款

長浜南部土地改良区定款

第1章 総 則

(目的)

第1条 この土地改良区は、農業生産の基盤の整備及び開発を図り、もって農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

第2条 この土地改良区は、長浜南部土地改良区という。

2. この土地改良区の認可番号は、滋賀第308号(合)である。

(地区)

第3条 この土地改良区の地区は、別表に掲げる地域(その地域内にある土地のうち、土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。)とする。

(事業)

第4条 この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び利水調整規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

(1) 県営かんがい排水事業で施行された、長浜南部地区の施設の維持管理。

(2) 県営ほ場整備事業で施行された西黒田地区、神田地区、南郷里地区の施設の維持管理。

(3) 団体営かんがい排水事業で施行された近江地区、南郷里地区、南川地区の施設の維持管理。

(4) 団体営ほ場整備事業で施行された八条地区、大戌亥地区の施設の維持管理。

(5) 五井戸川(八条町地先)、南川(永久寺町、加田町、田村町地先)、布勢川(本庄村、常喜町地先)、土川(一級河川より上流区間)の施行された施設の維持管理。

(6) 農業基盤整備促進事業及び施行された施設の維持管理。

(7) 県営新農業水利システム保全整備事業で施行された施設の維持管理。

(8) 農業水利施設ストックマネジメント事業及び施行された施設の維持管理。

(9) 農用地又は土地改良施設の災害復旧又は突発事故被害の復旧。

(10) 共同施行営によるほ場整備事業を委託された場合において、受託を認められた事業。

(11) 県営農山漁村再生エネルギー(太陽光発電)事業で施行された施設の維持管理

2. この土地改良区は、第1項各号の事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。

(事務所の所在地)

第5条 この土地改良区の事務所は、滋賀県長浜市永久寺町468番地に置く。

(公告の方法)

第6条 この土地改良区の公告は事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区の属する市の事務所の掲示場に掲示して、これをする。

2. 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し、又は地方新聞に掲載するものとする。

第2章 会議

(総代会)

第7条 この土地改良区に総会に代わるべき総代会を設ける。

(総代の定数)

第8条 総代の定数は60人とする。

(総代の選挙)

第9条 総代は、組合員が総会外においてこれを選挙する。

2. この定款に定めるもののほか、総代の選挙に関し必要な事項は、附属書総代選挙規程で定める。

(総代の任期)

第10条 総代の任期は、4年とし、総選挙により選挙された総代の就任の日から起算する。ただし、土地改良法（以下「法」という。）第23条第4項において準用する法第29条の3第1項の規定による改選並びに法第136条の規定による選挙又は当選の取消しによる選挙によって選挙される総代の任期は、退任した総代の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選挙が、総代の全員にかかるときは、その任期は、前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(総代の失職)

第11条 総代がその被選挙権を失ったときは、その職を失う。

(通常総代会の時期)

第12条 この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(組合員の請求による会議招集)

第13条 組合員が、総組合員の5分の1以上の同意を得て、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、書面により総代会の招集を請求したときは、理事は、その請求があった日から20日以内に総代会を招集しなければならない。

(書面による議決)

第14条 感染症の拡大、大規模自然災害等の状況下において、理事会がやむを得ず書面による議決を認めることを議決した場合に限り特例として、総代会に出席することができない総代は、あらかじめ通知した事項について、書面により議決権を行うことができる。

2. 書面により議決権を行おうとする総代は、あらかじめ通知のあった事項について、書面にそれぞれ賛否を記載し、これに署名又は記名押印の上、総代会の会日の前日（通知で別に定めたときは、その日時）までにこの土地改良区に提出してしなければならない。

(議決方法の特例等)

第15条 総代会においては、定款の変更、土地改良事業計画の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の改選、規約の設定、変更及び廃止、維持管理規程の設定、変更及び廃止、利水調整規程の設定、変更及び廃止並びに合併及び解散その他重要な事項を除いて急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

第16条 経費の收支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため、さらに20日以内に同一の目的で招集された総代会の

議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席し、その議決権の過半数で決することができる。

(議長)

第17条 総代会の議長は、出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

第3章 役員

(役員の定数)

第18条 この土地改良区の役員定数は、理事16人及び監事3人とする。

(役員の選任)

第19条 役員は、総代が総代会において選任する。

2. この定款に定めるもののほか、役員の選任に関し必要な事項は、定款附属書役員選任規程で定める。

(理事長)

第20条 理事は、理事長1人を互選するものとする。

第21条 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

2. 理事は、あらかじめ理事の互選によって定められた順位に従い、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員の時はその職務を行う。

(事務の決定)

第22条 この土地改良区の事務は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

第23条 監事は少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2. 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。

(役員の任期等)

第24条 役員の任期は、4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法(昭和24年法律第195号、以下「法」という。)第29条の3第1項及び法第134

条第2項の規定による改選、法第136条の規定による決議の取消による選任、並びに補欠選任によって選任される役員の任期は、退任した役員の残任期間とする。

2. 前項ただし書に規定する選任が、役員の全員にかかるときは、その任期は前項ただし書にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

(役員の失職)

第25条 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選挙区を異動したときは、その職を失う。

ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部を改正する法律（平成13年6月6日法律39号）による改正前の農業者年金基金法（昭和45年法律第78号）第42条第1項に規定する経営移譲をしたことによりその被選任権を失ったときは、当該役員はその任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

第4章 経費の分担

（経費分担の基準）

第26条 第4条第1項第1号、第3号、第7号及び第8号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る地域内にある水田全部につき地積割りに賦課する。

ただし、特定地区においては2分の1以内を基準とし賦課するものとし、畠については、田の5分の1以内を基準とし賦課する。

2. 第4条第1項第2号、第4号及び第10号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより当該事業の施行に係る土地につき、各工区毎に規約等に基づいて定める土地の地積に比例して賦課する。
3. 第4条第1項第5号、第6号、第9号及び第11号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る区域内の土地につき、地積割に賦課する。
4. 前3項の規定にかかわらず各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金は、この土地改良区の地区内にある土地の全部につき地積割に賦課する。

（分担金）

第27条 この土地改良区は、法第91条の規定に基づき、次の事業の分担金を負担する。

- (1) 県営長浜南部地区かんがい排水事業
- (2) 県営西黒田地区ほ場整備事業
- (3) 県営神田地区ほ場整備事業
- (4) 県営南郷里地区ほ場整備事業
- (5) 県営山路川地区かんがい排水事業
- (6) 新農業水利システム保全整備事業
- (7) 農業水利施設ストックマネジメント事業

2. 前項第1号、第6号及び第7号の事業の分担金に充てるための賦課金は、前条第1項の規定を準用する。
3. 第1項第2号から第4号の事業の分担金に充てるための賦課金は、前条第2項の規定を準用する。
4. 第1項第5号の事業の分担金に充てるための賦課金は前条第3項の規定を準用する。

（賦課徴収の方法）

第28条 前2条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫

役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

(夫役の履行)

第29条 夫役を賦課された者は、その便宜に従い本人自らこれにあたり、又は代人をもってこれを履行することができる。

2. 前項の規定による履行については、金銭をもってこれに代えることができる。

(組合員間による賦課金等の負担又は分担の申出)

第30条 他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員が、当該他の組合員の同意を得て、当該農地に係る賦課金及び夫役現品の負担又は分担をしようとするときは、賦課金及び夫役現品の負担又は分担方法並びにその負担又は分担を開始する時期を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

2. 前項の規定による賦課金及び夫役現品の負担又は分担方法を変更し、又は終了しようとするときは、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員の同意を得て、変更した負担又は分担方法を書面でこの土地改良区に申し出なければならない。

3. 前2項の規定による申し出があった場合には、その資格に係る権利の目的たる土地の組合員に対して賦課すべき賦課金及び夫役現品は、その申出に係る分担方法に応じて、他の組合員の資格に係る農地につき所有権を有する組合員又は所有権以外の権原に基づき使用及び収益をする組合員に対して賦課する。

(特別徴収金)

第31条 法第36条の3の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

第32条 この土地改良区は法第91条の2の規定に基づき、県営長浜南部地区かんがい排水事業、県営山路川地区かんがい排水事業、県営西黒田地区ほ場整備事業、県営神田地区ほ場整備事業及び県営南郷里地区ほ場整備事業並びに県営新農業水利システム保全整備事業に係る特別徴収金を負担する。

2. 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となつた行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

第33条 法第39条の規定に基づく督促は、その納付期限後60日以内に督促状を發してこれをするものとする。

(過怠金)

第34条 第26条、第27条、第31条又は第32条の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代わるべき金銭を納めない場合には、その未納額につき滞納の日数に応じ長浜市税条例に定められた割合を乗じて得た額の延滞金並びに督促状を發した場合には、督促手数料 100円を過怠金として徴収する。

2. 前項の延滞金又は過怠金を市町が処分する場合には、さらにその徴収金額の100分の4に相当する額を過怠金として徴収する。

3. 前2項の過怠金は、特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

第5章 雜 則

(係及び委員会)

第35条 この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置く。

2. この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置く。

3. 理事会は必要に応じて前2項に規定する係又は委員会に担当理事を定める。

(加入金)

第36条 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

2. 前項の加入金の額は10アールにつき金200,000円の範囲内において総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

第37条 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮精算金及び換地計画において定める清算金については、第34条の規定を準用する。

(基本財産)

第38条 この土地改良区に基本財産を設けることができる。

2. 前項の基本財産の設定、管理及び処分に関しては、規約で定める。

(財産の分配の制限)

第39条 この土地改良区の財産については、解散（合併の場合をのぞく。）のときでなければ組合員に分配することができない。

(事業年度)

第40条 この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(電磁的方法)

第41条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2. この定款の規定により、作成、保存又は縦覧を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(委任)

第42条 この土地改良区の管理運営に必要な事項は、この定款に定めるもののほか、規約で定める。

[定款附属書] 長浜南部土地改良区総代選挙規程

[定款附属書] 長浜南部土地改良区役員選任規程

付 則

1. この定款は、法第72条第2項の規定による滋賀県知事の合併認可の日（昭和57年4月1日）から施行する。
2. 合併認可の日に設立委員が選任した役員の任期は、この定款第22条第1項の規定にかかわらず、合併後最初の総代会における役員選任の日までとする。
3. 第8期役員の任期は、この定款第22条第1項の規定にかかわらず平成26年6月17日から平成30年3月31日までとする。

定款変更

昭和58年	3月22日改正、昭和58年	4月22日認可
昭和59年	3月22日改正、昭和59年	4月11日認可
昭和60年	3月 5日改正、昭和60年	3月13日認可
昭和62年	2月 6日改正、昭和62年	3月 9日認可
昭和63年	3月 7日改正、昭和63年	3月24日認可
平成元年	3月13日改正、平成元年	4月 7日認可
平成2年	3月22日改正、平成2年	4月11日認可
平成3年	3月12日改正、平成3年	5月21日認可
平成5年	3月23日改正、平成5年	4月28日認可
平成6年	3月24日改正、平成6年	4月15日認可
平成10年	3月19日改正、平成10年	4月14日認可
平成11年	3月13日改正、平成11年	4月 8日認可
平成15年	3月15日改正、平成15年	4月 8日認可
平成17年11月19日改正	平成17年12月27日認可	
平成21年	3月21日改正、平成21年	4月21日認可
平成24年	3月17日改正、平成24年	4月23日認可
平成27年	3月21日改正、平成27年	4月20日認可
平成29年	3月18日改正、平成29年	5月 1日認可
平成30年	3月17日改正、平成30年	4月16日認可
令和2年	3月21日改正、令和2年	4月27日認可
令和3年	3月20日改正、令和3年	4月20日認可

別表

所在 地		地 域	
市町名	大字名	字 名	地 域
長	小一条町	若田、公屋松張、鯨田、尾山、松田、平ノ森、三良廻り、タタレ、扁田、野喜	農地の全部
		公屋ノ谷、山西良	農地の一部
		出口	田の全部
		獅子畠	田の一部
浜	布勢町	上茶屋、アンノクチ、中道、堤ノ下、中冷田、深町、海道町、大工町、唐操、高田、上ニーレ、本蔵、上役道、平田、大上里、上口持、下ニーレ、南久瀬、中島、生駒、ツクタ町、下口持、灰原、三切、出布施、背戸ノ町、下役道、下内三行、北久瀬、門町、故郷、フシコ町、八反田	農地の全部
		下茶屋、前田、三反田、寺ヶ谷、野神下、黒部、久保田、冷田、横枕、北役道、東松山	農地の一部
	名越町	宮田、井口、小塚、申田、正連、岩原、神明前、龍、清治郎、井之面、須川、中藤、作道、東田、大般若、東正連、講田	農地の全部
		湯田、泉町、番場	田の全部
		墓之町、道祖	田の一部
市	鳥羽上町	森ノ下、岩ヶ鼻、佃、中の町、樋ノ口、萩ノ原、七ノ坪、南五反田、政所、地蔵、三反畠、外道、六ノ坪、森ノ上、八ノ坪	農地の全部
		寺前、北五反田、生堂、赤塚、西脇、水込、生ヶ谷、若宮、梨子谷	農地の一部

	常喜町	込田、市ノ坪、北千折、南千折、宮ノ北、橋本、行常、祢宜田、宮前、行司前、野別当、左立当、蓮町、塚町、弾ヶ、垣内、下深町、上深町、小米、羽雁、四門坊、新坊、佃、下寺前、上寺前、千多羅、城前、城、西石山、藤ノ木、岡ノ腰、六反田、柳町、千菊、円仏、法ノ木、仏供田、田中、平塚、南深田、北深田、南神明、土川、西ノ川、北神明、喜ノ上、常神、坪田、馬塚、中ノ町	農地の全部
	所在地		地 域
市町名	大字名	字 名	地 域
長浜市	常喜町	桜井、鴨前、西明、場更、中村	農地の一部
		堀替当、小川	田の全部
	本庄町	一ノ坪、七水口、東沢利、西沢利、西清水、東清水、大正言、莊言寺、沢ノ町、七反田、西夏目、寺田、前畑、大西、深町、正家海道、下橋本、込田	農地の全部
		一町畔、東夏目、前田、上橋本	農地の一部
		深田、奥堂、堂ノ前、東前田、小次郎町、石山、丁ノ坪、山鼻、山本、野吹、仏生海道、五反田、宮ノ前	田の全部
	八条町	岩ノ下、頭広、角田、横枕、荒田町、槲、細田、大町、平柳、赤川、円ノ腰、琵琶田、流田代、野田、坪尻、池殿、一夜取、溝端、道ノ下、正巖寺、前田、津浦田、綾戸、東北条、西北条、中田、川角、花ノ木、奥田代、佛巖寺	農地の全部
		大武家、御屋敷、宮西、一ノ木、七反田、石原、北大武家	農地の一部
		池田代、二反田、殿所	田の全部
		列結	田の一部
	加田町	柿ノ木町、東白髪、西白髪、木ノ根町、東小垣内、柴ノ前、三反田、西小垣内、平等、橋本、寺町、中喰町、南室町、下必入、堂ノ前、堂ノ内、上必入、北室町、西二丁町、南瀬町、登り田、東瀬町、西瀬町、高畔、大町、岩崎、平塚前、正戸町、塚ノ腰、深田、西法寺、里田、鷺町、下丁六、西樋ノ口、金継、八反田、山ノ北、新膳所、下前郷、西深郷、東深郷、	農地の全部

		上前郷、窪田、西川瀬、弥入道、大丸、下り町、下貝之助、流レ、上丁六、上貝之助、中々、石山、一作り、雨町、横枕、千々町、二ノ坪、南柳、畠相、北柳、萩原、牛町、火尻町、蓮町、竹ノ町、根無原、樋ノ口、上竹ノ町、古堂、四反田、中ノ町、寺田、上六反田、上綾堂、間沢、十条、野田、保瀬町、北垣内、五良堂、上和田、山ノ間、奥綾堂、穴の下、上座町、亀ヶ鼻、七反田、持岡、大入道、若葉、	
	所在地		地 域
市町名	大字名	字 名	地 域
長 浜 市	加田町	明巣、西禅坊、福山、東二丁町、下和田	農地の一部
		前田、山室前、射場前、阿弥陀寺前、南稻葉、東禅坊、西川口、中二丁町、平岡前、平岡、敷地町、芋地、又次郎、隅田、西三川垣内、東三川垣内、北出口、水木、下綾堂、南出口、下六反田、川崎、大掌郷、仏堂、阪村、川南、西岸、北田中屋敷、南田中屋敷、口和田	田の全部
	加田今町	三反田、森前、松田、平九郎、西前田、池ノ町、堀町、南四丁町	農地の全部
		梶ヶ前	農地の一部
	永久寺町	寺田、森ノ北、庄境、伊町	田の全部
		一ノ坪、長星、大入道、五反田、長弦、塚町、宮ノ東、荒毛、月ノ町、小代田、小釘、向イ田、上雨町、綾場、江戸、田村井、南山路、下川原、中川原、宮ノ西、井ノ下、西畑、北山路、常楽寺、上川原、宮ノ前	農地の全部
		大鳥、半上、一丸、世間上、キヒ田、下雨町、野瀬、水替、山路、宮ノ北	農地の一部
	大戌亥町	久瀬	田の全部
		大池、山ヶ井戸、尽郷、吉嶺、的場、厨子、蛸町、桜町、井町、松の木、塚町、下六反田、上の田、上鴨田、月の町	農地の全部
		鍋戸、深町、綾場、五反田、中ノ田、西吉条、村内、東堂前、吉条	田の全部

	下坂中町	四五六、小池、大町、二十四、屋敷海道、樋ノ口、三十六、田村井	農地の全部
		神田、段ノ上	農地の一部
		村内、角田、北段ノ上、樋ノ内、	田の全部
寺田町		松ノ木、門町、朴ノ木、下寺田	農地の全部
		前村、安道寺、木ノ内、石橋、甲敷、深町	農地の一部

所在地		地 域	
市町名	大字名	字 名	地 域
長浜市	寺田町	宮西、南石橋、西朴ノ木町	田の全部
	田村町	乙丸、上ノ堂、塚森、五居鳥、西心前、八反田、心中、中ノ町、高畔、綾ノ森、西ノ脇、中キヤス、大町、塚本、八木町、桑森、深山	農地の全部
		ヒヤジ前、前五反田、キケンヨウ、橋本、源十郎	農地の一部
		東畠、寺屋敷、田中前、堀ノ内、宮ノ北、寺前	田の全部
	高橋町	竹ヶ鼻、井戸、願井戸、吉ノ部、森部、八ノ坪、糺子、三反田、綾葉、前田、高座、椿、大町、小泉、元竹子、五反田、妙戸、松田、宇竜野、池辺、南畠、さいかち、	農地の全部
		北八ノ坪、福町	農地の一部
	下坂浜町	水崎、表町	農地の全部
		九反田、猫戸、水込、佃	田の全部
	大辰巳町	上念坊、廿四、味噌打、我上、小龜	農地の全部
		二足田	農地の一部
		六ノ坪、間所	田の全部
		堀町、上堅下	田の一部
市	室町	桜町、四十村、東今五郎、大町、作り道、下総、杉ノ木、門町、猫土	農地の全部

		城居立、綾戸、若宮、末政、中井戸	農地の一部
	大東町	夷町、一町田、東裏、前田、古屋、塚町、川向、空町	農地の全部
		西打、正五村、枇杷、園ノ腰	農地の一部
	今川町	政所、志連町、横枕、八反田、加村、塚町、中保、一町見、六反田、アセヲンジ、西落、野爪、本寺、川原、中田、佃、正湯、平透、小井、セコ町、西道寺、東堀海道、東十禪寺、西十禪寺、白兼	農地の全部
所在地		地域	
市町名	大字名	字名	地域
長浜市	今川町	田舎田、堀海道、松ノ木、藤ノ木、木戸、郷城、鼠指、目倉町、極楽寺	農地の一部
	七条町	野瀬、岩ノ下、小平田、武者柄、部助、石丸、平柳、井ノ口、十二町、十八、南矢ノ町、田中前、中町田、野田、杉ノ町	農地の全部
		三丈、中将町、上中田、桑所、下中田、大將軍、太田、北矢ノ町、川代、トシ海道、小別当	農地の一部
	宮司町	六ノ坪、柳原、東廣町、京田、雨口、三反田、西廣町、岩シ明、小三昧、横町、三郎海道、味噌打	農地の全部
	石田町	下雜附、上雜附、篠尾、貝発、前田	田の全部
赤坂、追分、中籠		田の一部	
米原市	舟崎	老道、六反田、中挾、三十六	田の全部
	顔戸	大橋町、荒田町、大町、所膳町	田の全部
	高溝	樋ノ田	田の全部